

平成28年度伊予市高齢者配食サービス事業
仕様書

1 事業目的及び概要

伊予市高齢者配食サービス事業は、市内に住所を有する在宅の高齢者の食生活の自立、健康の増進及び見守りを図るために実施するもので、訪問による弁当の配達及び配達時等における見守りを実施する。

(1) 事業名

伊予市高齢者配食サービス事業

(2) 根拠

伊予市高齢者配食サービス事業実施要綱（平成28年伊予市告示第12号）
（以下「要綱」という。）

(3) 配食サービス提供地域（範囲）

- ①伊予市中山町地内（旧中山町エリア）
- ②伊予市双海町地内（旧双海町エリア）
- ③上記以外の地域（旧伊予市エリア）

(4) 契約期間（事業実施期間）

契約締結日から平成29年3月31日まで

2 事業内容

事業内容は、(1)に掲げる「主業務」と、(2)に掲げる「事業に付随して配食サービス事業者が行う業務」があり、(2)の業務は配食サービス事業者と利用者との契約により行われるものである。

(1) 主業務

- ①利用者に対し配達日の協議及び確認を行うこと。
- ②利用者世帯に対し弁当の配達を行うこと。（1世帯当たり1日1回限度）
- ③利用者世帯の異変を発見、又は、配達者自ら通報が必要と判断するような場合において、警察、消防、市役所等への通報を行うこと。
- ④要綱第7条第5項に掲げる実施状況の報告を行うこと。

(2) 事業に付随して配食サービス事業者が行う業務

- ①食材料の調達を行うこと。
- ②調理し配達用弁当を調製すること。
- ③①及び②に係る費用（弁当代金）を利用者から徴収すること。

3 業務従事者

(1) 業務責任者

2 (1) 及び (2) の全業務に係る責任者を1名配置すること。

(2) 調理業務従事者

弁当の調理に従事する者を1名以上配置すること。（兼務可）

(3) 配達業務従事者

弁当の配達に従事する者を1名以上配置すること。(兼務可)

4 管理責任

(1) 衛生管理

食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び愛媛県食品衛生法施行条例(平成12年条例第16号)規定による基準を満たし、衛生的な調理と配達ができるよう営業施設及び設備を整備し、適切に管理運営すること。

(2) 安全運転管理

道路交通法(昭和32年法律第105号)に基づく安全運転管理者の設置が義務付けられる事業所にあつては安全運転管理者を、同法による設置義務のない事業所にあつては業務責任者をもって、配達等に係る車両の安全運行及び事故の防止に関する取り組みを行うこと。

(3) 業務従事者の教育及び研修

上記(1)及び(2)に加え、事業の実施に係る利用者に対する説明等について、利用者の利便、事情に配慮した対応を行う他、利用者との良好なコミュニケーションが行えるよう、適宜、研修を行うこと。

(4) その他

要綱に定める事項を遵守すること。

5 危機管理

食中毒の発生、配達車両の事故、車両等の故障、職員の欠員、その他事業の遂行の妨げとなる危機を想定し、回避する手段や直面した場合の対応等について提案すること。

6 見積内容及び設計単価

2(1)に掲げる主業務に係る経費相当額について、1(3)に掲げる配食サービス提供地域のうち、提案する地域ごとに配達1件(世帯につき1日1回)当たりの単価(消費税込み)を、実績を考慮し、設計単価を上限として見積ること。

なお、実際の件数が実績を下回る場合であっても、原則、変更契約は行わないものとする。

伊予市高齢者安否確認事業(配食サービスを利用した安否確認事業)の実績

	中山町地内	双海町地内	左記以外の地域
登録者数 (H27.12月現在)	15人	33人	84人
委託延べ件数 (H27年4月~12月)	1,452件	4,829件	9,952件
月平均件数	約161件	約536件	約1,105件
設計単価 (1件当たり税込)	550円/件	400円/件	150円/件

7 支払方法

要綱第7条第5項の定めにより提出された事業実施報告書を発注者が確認した後、委託料単価に当月利用日数（件数）を乗じた額を、請求のあった日から30日以内に支払う。

8 その他

本仕様書は、事業の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務又は性質上当然必要とされる業務は、誠意をもって実施し、疑義が生じた場合は市と協議し、本事業の遂行に支障がないようにすること。

以上